

連合神奈川「2019年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

【経済・産業政策】

1 中小企業・小規模事業者にとって、課題である人材不足解消のため、教育機関等と連携し、中核的人材の確保・育成を進め、事業者と連携した技能・技術継承の充実に向けた支援をはかること。

また、中小企業・小規模事業者が求職者から選ばれる、魅力ある労働環境を実現するため、各施策の普及啓発活動と相談体制を強化すること。

(回 答) 産業労働局・教育局

中核的人材の育成については、産業技術短期大学校において、生産技術科や情報技術科など5科の訓練コースで、高度な専門知識と技術・技能を兼ね備えた技術者を育成する職業訓練を実施し、多数の修了生が、県内中小企業において中核的な人材として活躍しています。

また、在職者向けの職業訓練として「在職者訓練」を職業技術校等で実施しており、この訓練において、企業で活躍している高度熟練技能者から、次世代を担う中堅若手技術・技能者に「熟練技術・技能」を伝授する「かながわものづくり継承塾」を実施しております。

今後も、企業や受講者ニーズを踏まえた職業訓練の設定に努めてまいります。

県教育委員会では、神奈川県職業能力開発協会と連携し、ものづくりマイスター等の派遣による指導を実施し、技能・技術の継承の充実に努めています。

また、建設労働者緊急育成支援事業に係る建設技能者養成研修等の周知など、職業の魅力伝える機会を提供しています。

さらに、職業意識を啓発するとともに、職業観・勤労観の育成に役立つことから、企業等へのインターンシップを推進しており、県としても知事部局、県教育委員会等でインターンシップの受入れを行っています。

今後も、コンソーシアム事業等を活用し、企業や各職業の魅力伝える機会を提供できるよう努めてまいります。

魅力ある労働環境の実現については、中小企業・小規模企業の事業革新を促進するため、「神奈川県プロ人材活用センター」を設置し、企業に必要な専門的知識・ノウハウを持った人材の採用をサポートしています。

また、成長している中小企業・小規模企業を県が認定し、広く周知することで、認定企業の社会的認知度を高め、新たな人材の確保や従業員のモチベーションの向上等につなげる「がんばる中小企業発信事業」を実施しています。

労働環境整備等の施策については、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、労働情報に特化した資料である「労働かながわ」や、労働福祉等の情報を発信するメールマガジンなど様々な手段を活用して普及啓発を図ってまいります。

本県では、労働条件や労働問題、労使関係について、相談窓口を設置し、パート・派遣を含め、働く方や事業者の方からの労働相談に応じており、昨年度より、来所が困難な方や時間的な制約がある方でもアクセスしやすいよう、メールによる相談を拡充し、通年で実施しております。

2 持続可能な地域経済の発展をはかるため、中小企業・小規模事業者の事業継承に対して、神奈川産業振興センターや県内市町村が連携し、金融を含む相談・支援体制の充実をはかること。

また、各自治体による施策について、取り組み内容が広く事業者へ周知されるよう広報活動を強化すること。

(回 答) 産業労働局

県は、(公財)神奈川産業振興センターを地域事務局とする「神奈川県事業承継ネットワーク」を平成29年7月に設置し、構成する商工会・商工会議所、県信用保証協会、金融機関等との連携を強化して、地域ごとにきめ細やかな事業承継支援を展開しています。

また、国、市町村、金融機関、支援機関等が行う支援施策等を取りまとめた「創業者、中小企業者のための支援施策活用ガイド」を毎年度発行し、各自治体等の施策について、中小企業・小規模事業者に広く周知を図っています。

3 国際的に日本が注目される機会を活用して、インバウンド消費の経済効果を地域に波及させることは大変重要であり、既に進められている訪日外国人旅行者に対する、ICT等を利用した効果的なプロモーションや受入にあたっての環境整備を確実に推進すること。

あわせて旅行者の幅広いニーズに対応するため、県内市町村はもとより、周辺都県との連携強化をはかること。

(回 答) 国際文化観光局

県では、ICTを利用したプロモーションとして、外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-」や、SNS (Facebook、Weibo、Instagram、Twitter) など様々な媒体を通じて、県内の観光情報の発信強化に取り組んでいます。

また、受入れに当たっての環境整備として、通訳ガイド志望者に対する研修の実施や、県内事業者向け多言語コールセンターによる通訳サービスの提供を行っています。さらに、県有施設の多言語表記やWi-Fi環境を整備するとともに、県内の観光資源周遊につながる民間施設の整備に要する経費に対する補助制度を設けています。

なお、隣接する静岡県や山梨県をはじめ、関東域内のラグビーワールドカップ2019TMの開催地である東京都や埼玉県とも共同し、現地旅行博への出展など海外向けプロモ-

ション事業を実施することで、周辺都県との連携強化を図っています。

4 住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスについて、地域の生活者や利用者の安全・安心が確保されるよう、地方自治体は、住宅宿泊事業者への厳格な監督を実施し、地域の実情を踏まえた、営業可能日数等の設定がされるよう条例制定を検討すること。

あわせて、地域の生活者や民泊サービス利用者からの苦情や相談に確実に対応するよう事業者へ指導徹底をはかること。

(回 答) 健康医療局

住宅宿泊事業法の届出施設については、地域住民や民泊利用者の安全・安心の確保や、地域住民や民泊利用者からの苦情や相談への確実な対応等により、適正な運営が行われるよう、市町村、警察署、消防署等の関係機関と情報共有を図り、連携して指導監督を行ってまいります。

また、住宅宿泊事業法第 18 条に規定する住宅宿泊事業の実施の制限については、地域の実情に精通した市町村の意見を踏まえ、条例の改正の必要性について検討してまいります。

【雇用・労働政策】

5 すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

さらに若者の「使い捨て」が疑われる企業への取り組みとして、「労働条件相談ほっとライン」等の相談窓口で受け付けた相談や情報について、内容に応じて監督指導を確実に実施すること。

(回 答) 福祉子どもみらい局・産業労働局

職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底については、若者雇用促進法や関連指針に基づき職場情報を提供することが義務付けられているほか、平成 30 年 1 月 1 日から、募集時と労働契約締結時で労働条件等が異なる場合について変更内容の提示が義務付けられるとともに、最低限明示しなければならない労働条件等の項目が追加されており、国において、制度の運用と周知を図っているところです。県としても、「かながわ若者就職支援センター」において、必要に応じて利用者に趣旨を伝えるなど周知を図ってまいります。

正社員転換の促進については、正社員をめざす若年者等と人材育成・就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業等との面接会を実施するとともに、「かながわ若者就職支援センター」において、キャリアカウンセリングや県内中小企業等での実践的な職場体験な

どの支援を行っており、こうした取組を通じて、正社員をめざす若年者の就業を支援してまいります。

国と協働で運営している地域若者サポートステーションにおいては、利用者のニーズに合わせた各種プログラムを実施するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携し、引き続き取組を進めてまいります。

また、県では、若者を使い捨てにしている企業、いわゆる「ブラックバイト」等の問題に対しては、「過重労働解消・若年労働者支援強化月間」を設定し、通常の相談窓口に加え、カウンセラーによる特別労働相談会や街頭労働相談会の実施、「過重労働・若者の使い捨て 110 番」の開設など、集中的な取組を行い、問題解決に向けた支援を図っております。

なお、企業への監督指導が必要と考えられる内容の場合は、監督指導権限を持つ労働基準監督署等を紹介しています。

6 神奈川県における障がい者のさらなる雇用促進と職場定着をはかる観点から、特に障がい者雇用が進んでいない企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を県障害者雇用促進センターが中心となり推進すること。

また、今年4月より法定雇用率の算定基礎に加えられた、精神障がい者を雇用する企業に対してはセミナーや職場定着支援ツールの提供などにより、雇用を進める企業支援の充実をはかること。

(回 答) 福祉子どもみらい局・産業労働局

平成29年4月に設置した県障害者雇用促進センターでは、障がい者雇用の理解を深めるため、法定雇用率未達成の中小企業を対象とした個別訪問を行い、先行事例の情報提供や雇用時に配慮する点などの助言を行うとともに、企業からの要請により企業ニーズに合わせた出前講座を実施するなど、きめ細やかな支援を行っており、平成30年度からは体制を強化して取り組んでいるところです。

また、精神障がい者の雇用については、平成30年度から新たに精神障がい者の雇用に特化した企業セミナーを開催するほか、企業における職場定着支援ツールの活用を促進するため、障がい者就労支援機関を対象として、主に精神障がい者を対象にした職場定着支援ツールを紹介する研修会を引き続き開催することを予定しており、こうしたセミナーや研修を通じて、精神障がい者の雇用と職場定着を促進してまいります。

併せて、平成30年度から、障がい者雇用の取組が進んでいない中小企業が精神障がい者の雇用に取り組み、職場定着のためのサポート体制を整えることを促すため、精神障がい者を雇用して1年以内の中小企業が、雇用した障がい者の業務指導を行い、職場での相談に対応する職場指導員を設置する場合に補助する事業を実施しているところです。

障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の就労支援の一環として、企業からの相談や雇用後の助言等を行っております。さらなる障がい者の雇用促進、職場定着に当たっては、障害福祉担当部局だけでなく、労働部局や教育局、国、就労支援機関等との連携が非常に重要であると考えており、引き続き、関係機関との連携を深めながら、支援に取り組んでまいります。

7 自動車運転業務従事者について、依然として低賃金・長時間労働の実態があることから、関係機関・団体が連携し、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」の取り組みを推進すること。

また、荷主を含む、取引に関わる全ての関係者に対して、労働基準関係法令等について、周知し、理解促進をはかること。

(回 答) 産業労働局

県は、取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するために設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」に参加しています。

当協議会において、今年度、各地方協議会のパイロット事業の検証結果を基に策定する長時間労働改善ガイドラインの普及啓発に取り組んでまいります。

労働諸法制については、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談など様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

8 教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、教育の質的向上をはかる必要があることから、特に学校における「勤務時間」を意識した働き方を進め、ICTやタイムカードなどにより、客観的に把握・集計する勤務時間管理システムの構築を進めること。

また、時間外勤務の削減に向けて、業務の役割分担・適正化が図れる業務改善計画の策定を進めること。

(回 答) 教育局

教員の勤務時間については、平成29年12月26日に文部科学大臣が決定した「学校における働き方改革に関する緊急対策」においても、「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置」として、項目に挙げられており、現在も国の中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会において、「時間外勤務抑制に向けた制度的措置の在り方について」の議論が進められています。

本県においても、平成30年4月に設置した学識者や市町村教育委員会、学校長、教員、PTAなどを構成員とする「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」において、「勤務時

間の客観的な把握方法」は協議事項の1つとして、議論を行っていただいております。

国の動向や本協議会における議論を踏まえて、タイムカード等の導入及び各市町村教育委員会の導入に向けた働きかけについて検討を進めてまいります。

また、今後は本協議会での意見をいただいた上で、神奈川の教員の働き方改革に向けた総合的な対策についてとりまとめを行う予定です。

【福祉・社会保障政策】

9 すべての世代が安心できる持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(1) 医療現場における、安全で質の高い看護の提供を確保するため、離職防止や復職促進など、質の高い医療人材の育成・確保を進めること。

また、「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」が中心となり、休暇取得の促進や夜勤負担の軽減などの勤務環境改善の取り組みを普及・徹底させることとあわせ、医療従事者からの意見や相談などに対応できる体制整備をはかること。

(回 答) 健康医療局

県は、平成27年1月に、医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関を支援する拠点として「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」を設置しました。

センターでは、医療機関に従事する職員からの労働条件や就業規則等に関する相談に対応するため、医療労務アドバイザーを派遣し、専門的な支援を行っています。引き続き、センターによる支援事業を実施してまいります。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への運営費補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に取り組んでまいります。

9. すべての世代が安心できる持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(2) すべての介護従事者の処遇ならびに雇用管理の実態把握を進め、職場環境の改善をはかるとともに、専門職として、社会的地位の確立、人材の離職防止、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、介護人材確保対策を一層強化すること。

(回 答) 福祉子どもみらい局

県では、福祉・介護人材の確保・定着対策を推進するため、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境の改善」の3つを大きな柱として取組を進めてまいります。

また、離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、復職のための研修及び職場体験の実施や、マッチングの機会を提供するなど、福祉・介護現場への復職支援を実施してまいります。

福祉・介護人材の養成・確保については、喫緊の課題と認識しており、引き続き、人材の確保・育成及び定着に向けた取組を推進してまいります。

9. すべての世代が安心できる持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(3) 幼児教育・保育における、質の向上や人材の定着と確保に向けて、幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みを構築すること。

(回 答) 福祉子どもみらい局・教育局

幼稚園教諭の処遇改善については、私学助成制度運営協議会にて関係団体の方々の御意見を伺いながら今後検討してまいります。研修やキャリアアップの仕組みについては、国の動向を注視しながら検討してまいります。

保育士については、これまでも、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、平成30年度までの6年間で約11%の賃金引上げが実現しました。また、平成29年度から一定の経験を積んだ保育士等に対する新たな処遇改善の仕組みが創設され、県ではその前提となる保育士等向けのキャリアアップ研修を実施しております。多くの保育士等がこの研修を受講し、キャリアアップが可能となるよう着実に実施してまいります。

また、県内の公私立幼稚園、こども園、保育所の教職員を対象に、乳幼児期の発達理解や発達理解に基づく教師の手だて、教育相談コーディネーターの養成(全8講座)、幼保小連携等の研修を年6回開催しました。(他に公立幼稚園・こども園教諭を対象に新規採用教員研修、中堅教諭等資質向上研修を実施)

今後も、研修事業等を通じて幼稚園、こども園、保育所等の教職員の資質向上に努めてまいります。

10 介護等を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、仕事と介護が確実に両立できるよう、介護サービスの質の向上をはかり、訪問介護などの生活援助サービスや各種施設利用の推進をはかること。

そして、今後も増加傾向にある未届け有料老人ホームに対しては、利用者の生活と権利を擁護するため、その実態を把握し、地域との連携をはかり、地域ボランティアと利用者との交流を推進すること。

(回 答) 福祉子どもみらい局

介護職員等に対して専門的知識の習得や技術の向上を目的とした研修を実施するなど、介護サービスの質の向上を図ってまいります。

また、県が介護サービス事業者から介護サービスに関する情報の報告を受け、公表する仕組みである「介護サービス情報の公表」制度や、介護に関する情報を一元的に提供するポータルサイト「介護情報サービスかながわ」により、介護サービスの利用者や家族が適切にサービスを選択できるよう支援し、介護サービスの利用を推進してまいります。

未届け有料老人ホームについては、市町村等からの情報をもとに、運営事業者に対して文書通知や電話、面談等を行い、運営状況の実態を把握しています。また、地域との連携については、届出指導に当たって、施設運営の指導基準(ガイドライン)である「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」等により、地域との連携・交流に努めることを含め、引き続き指導してまいります。

なお、未届け有料老人ホームについては、県ホームページに住所地特例対象施設として掲載するとともに、平成 29 年度から集団指導講習会への参加を促すとともに、老人福祉法に基づく立入検査を実施するなど適切な運営に向けた指導を強化しています。

11 希望するすべての子どもが保育所等を利用できるよう、引き続き待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。

また、職員配置や安全面の強化など、保育の質の維持・向上に向けた取り組みを進めること。

(回 答) 福祉子どもみらい局

県では、これまで市町村と連携した保育所等の整備により、待機児童が 4,117 人とピークであった平成 22 年から 60,320 人の定員拡大を図ってまいりました。しかしながら、認可保育所に対する潜在的ニーズは依然として根強いものがあるため、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備や保育士の確保に向けた取組を進めてまいります。

また、国において平成 29 年度から保育士等に対する新たな処遇改善の仕組みが創設され、県ではその前提となる保育士等向けのキャリアアップ研修を開始しており、平成 30

年度も受講定員を拡大して実施しています。今後も、多くの保育士等がこの研修を受講することで、保育の質の維持・向上が図られるよう着実に実施してまいります。

12 子どもの貧困対策として、生まれ育った環境によって将来が左右されることがなく、貧困の連鎖を防止するため、必要な環境整備と教育の機会均等をはかること。

特に、家庭学習を補完する教育の支援、子どもの居場所づくりの推進、ひとり親家庭への就業支援などへの積極的な取り組みを推進すること。

(回 答) 福祉子どもみらい局・教育局

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や福祉、住宅、就労など、全庁推進体制のもとで総合的に子どもの貧困対策を推進しています。

教育の支援については、町村地域の生活困窮世帯の子どもの対象として、家庭学習を補完する学習の場や社会性を育むための居場所づくりの事業を展開し、健全な生育環境を確保することで子どもの貧困対策に取り組んでいます。

また、平成26年度から公立高校の授業料の無償化が廃止されましたが、公立高校の授業料に対しても就学支援金制度が導入され、また、私立高校の就学支援金の加算額が増額されたところです。

授業料以外の教育費の負担の軽減を図ることを目的として、生活保護のうち生業扶助を受給している世帯又は都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対して、申請により返還を必要としない高校生等奨学給付金を支給しています。

今後も引き続き単価増や支給対象世帯の拡大等の制度拡充について国へ要望してまいります。

そして、貧困の連鎖を断ち切る取組のひとつとして、学習支援が必要な中学生等に対し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾」を実施する市町村に対して、事業費を補助しております。

子どもの居場所づくりの推進としては、全ての子どもを対象とし、放課後等に子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方の参画を得て、学習やスポーツ、文化芸術活動や地域住民との交流活動を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村に対して、事業費を補助しております。

また、子ども・若者の居場所づくりについては、活動事例や運営上の留意点等を共有することにより、市町村や民間等による取組を促進してまいります。

ひとり親家庭支援施策である、母子家庭等就業・自立支援センター事業によるひとり親への就業支援や、ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長につながる母子

父子寡婦福祉資金貸付金事業を引き続き進めてまいります。

【社会インフラ政策】

13 地域経済の発展や、医療・福祉・防災・教育など、県民の豊かな暮らしを追求し、次世代に引き継ぐことのできる持続可能なインフラの整備が必要であることから、特に、子どもの通学や高齢者の通院など、必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する助成を継続すること。

また、県は広域的な視点での調整機能を発揮し、市町村間の連携や交通事業者との連携を支援するなど、人口減少社会や超高齢社会における都市構造の変化に柔軟に対応しながら、各種施策を具体的に推進すること。

(回 答) 県土整備局

県では、生活交通確保対策地域協議会の協議結果により、広域性と確保維持の必要性が認められる既存バス路線を、地域間幹線系統確保維持費補助金の対象としており、国と協調して、当該路線の確保・維持を支援しているところです。

14 近年多発している、がけ崩れや土砂災害、豪雨水害などの教訓を踏まえ、災害がより発生しやすい個所を特定しつつ、がけ地の改善を促進、洪水ハザードマップの改訂、浸水対策などの対策を重点的に行うこと。

また、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、情報通信手段の利用を周知・徹底すると共に、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

(回 答) 暮らし安全防災局・県土整備局

県では、がけ地の土砂災害防止施設については、保全すべき人家が多い箇所や、老人ホームなどの要配慮者利用施設などがある箇所から、優先して整備を進めています。

また、河川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に基づき整備を進めるとともに、パトロールなどにより河川の状況をしっかり把握し、堆積土砂の撤去を実施するなど、浸水対策に努めています。

近年多発している、がけ崩れや土砂災害、豪雨災害などの教訓を踏まえ、迅速で円滑な避難ができるよう、ソフト対策の充実強化にも取り組み、土砂災害警戒区域の指定を平成 28 年度に完了し、想定し得る最大クラスの降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の見直しを平成 31 年度までに完了する予定です。

洪水ハザードマップについては、洪水浸水想定区域図の見直しを踏まえ、市町村が早期に改訂できるよう、必要な情報の提供など支援してまいります。

災害発生時の情報伝達については、県ホームページにより、洪水や土砂災害などの風水害に備え、ハザードマップなど日頃から確認しておく情報や風水害の危険度が高まった時に確認すべき情報等について周知しているほか、災害への事前の備えや災害発生時の対処方法、避難所情報などをわかりやすくまとめた「防災タウンページ」を作成し、平成 29 年に県内の全世帯、全事業所に配布しました。「防災タウンページ」では、テレビ・ラジオ・携帯電話・スマートフォン、県・市町村のホームページ等からの災害発生時の情報収集について周知しています。

また、県では、市町村地域防災力強化事業費補助金により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等を支援しています。

15 ビッグデータの活用や信号制御の高度化により道路の機能性向上をはかり、安全で歩行者優先のみちづくりを推進すること。

また、交通弱者である、子どもや高齢者などを交通事故から守るため、地域住民の理解と連携のもと、通学路・生活道路の安全対策や自転車通行環境整備、道路のバリアフリー化などの各種施策を推進すること。

(回 答) 県土整備局・警察本部

本県の道路事業は、道路の実施計画として位置づけられている「かながわのみちづくり計画」に基づいて進めており、歩道や自転車歩行者専用道の整備や、交通管理者と連携した交通事故防止対策により、交通安全の確保に取り組んでいるところです。

また、道路環境の形成については、自転車活用推進法の施行（平成 29 年 5 月 1 日）を受け、現在、国において自転車活用推進計画を策定しているところです。県としても、こうした動向を注視してまいります。

信号制御については、県警察では、交通の安全と円滑を図るため、信号機について信号制御の集中制御化等のソフト面と、音響式信号機等のハード面による高度化改良を行っております。

今後も交通状況を分析して、交通実態に基づく信号機の高度化改良を継続的に推進してまいります。

また、県では、地元市や交通管理者などと連携し、通学路・生活道路の安全対策や自転車通行環境整備、道路のバリアフリー化などの各種施策を推進してまいります。

【環境・エネルギー政策】

16 各地方自治体は「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」によって導入された「地方公共団体実行計画」等に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた各種施策を確実に推進すること。

あわせて、これまでの削減実績や取り組む上での課題等を広く県民・市民に明示する

とともに、必要に応じP D C Aサイクルの再構築と施策強化に資する検証を行うこと。

(回 答) 環境農政局

温室効果ガス排出削減に向けた各種施策の推進については、「神奈川県地球温暖化対策計画」で掲げた、県内の温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 27%削減する目標を達成するために、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく事業活動温暖化対策計画書制度等による事業者の自主的な地球温暖化対策を促進するとともに、省エネルギー性能に優れた家電製品の買替や住宅の省エネルギー化など家庭における省エネルギーの促進及び再生可能エネルギー等の分散型エネルギー源の普及促進について、引き続き取り組んでまいります。また、県の事務事業の実施に伴う温室効果ガスの削減についても、率先して取り組んでまいります。

県民等への明示については、毎年度、温室効果ガス排出量や施策の実施状況等を把握するとともに、計画の進捗状況の点検と評価を行っており、これらの内容は県ホームページ等で公表しており、引き続き適切な進捗管理を行ってまいります。

- 17 県内における食品ロス削減の取り組みを推進する観点から、地方自治体、小売店や外食チェーン等の関係者が連携した啓発活動を積極的に展開するなど、県民への意識喚起をはかること。

また、生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用品を有効活用するため、地域のフードバンク事業団体等と連携しうる仕組みの構築に向け、主体的に取り組むこと。

(回 答) 環境農政局

食品ロス削減の普及啓発については、小売店や飲食店と協力して食品ロス削減を呼びかけるなど、これまでも市町村を中心として実施しておりますが、平成 30 年度は、忘年会シーズンに向けて、県では、鉄道主要駅に、宴会での食品ロス削減を呼びかけるポスターの掲示を行い、同時期に市町村では、それぞれの広報媒体を利用した普及啓発を行うなど、市町村と連携した取組を進めてまいります。

地域のフードバンク事業団体等との連携については、県では、平成 30 年度から食品ロス削減に関するホームページを開設し、フードバンク活動や県内のフードバンク事業団体等の取組事例を紹介しております。また、廃棄物の排出抑制などに関する事業者向けの説明会や食品関連事業者で構成する会議において、フードバンク事業団体に関する情報提供を行っております。今後も、関係局で情報を共有しながら、取組を進めてまいります。

- 18 先進的に受動喫煙防止条例を制定している自治体として、特に、健康への影響が大きい未成年者に対する受動喫煙対策を強化し、改めて条例の周知啓発と諸対策を強力的に推

進すること。

また、美しく安全で健康的な環境を確保するため、路上喫煙・ポイ捨て対策を引き続き推進すること。

(回 答) 健康医療局

健康への被害が大きい未成年者に対しては、喫煙あるいは受動喫煙による健康への影響を分かりやすく解説したチラシを作成し、県内の小学6年生全員に配布するなど、たばこの健康への悪影響を普及啓発する取組を実施しています。

また、毎年、「子どもをたばこの煙から守ろう！」をテーマに、親しみやすいイベントを開催し、子どもの受動喫煙防止や条例の普及啓発を図るなど、キャンペーンを実施しております。今後も、引き続き、様々な機会を通じて、受動喫煙による未成年者に対する健康への悪影響や条例の周知を図ってまいります。

なお、屋外における喫煙については、県内一部市町が地域の実情に応じて、環境美化や歩行者の安全確保などの観点から規制する条例を設ける取組を進めておりますが、県としましても市と共同でキャンペーンを実施するなど、県民のマナー向上に努めてまいります。

19 「水循環基本法」が成立したことを受け、神奈川県においても、国の水循環基本計画に基づく条例制定等も視野に、これまで以上に水源環境の保全施策を進めること。

特に、「流域として総合的かつ一体的な管理」が求められていることを踏まえ、水源域である山梨県及び静岡県とも協議し、県境を越えた施策に協力して取り組むこと。

また、県外上流域にまたがる水源環境について、神奈川県民が関心を高め、その保全活動等に取り組む施策に対して、周知・啓発・支援等をはかること。

(回 答) 政策局・環境農政局

県では、水循環に関連した個別の計画等により、既に国の水循環基本計画に掲げられた施策に取り組んでいることから、現時点では条例制定は考えていません。

なお、平成24年度から開始した第2期及び第3期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」において「相模川水系上流域対策の推進」として、相模川水系の県外上流域における森林整備及び生活排水対策を、山梨県とともに実施しております。また、酒匂川上流域（静岡県域部分）の森林整備状況については、静岡県から情報提供を受け、県境を越えた施策に協力して取り組んでいるところです。

水源環境を守り、次世代へと引き継いでいくためには、県民への継続的な啓発活動の実施が必要不可欠であるため、県外を含む事業者、市民、関係自治体により「桂川・相模川流域協議会」と「酒匂川水系保全協議会」を組織し、各種環境保全活動を行い、周知を図っております。

【教育・人権・平和政策】

20 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差とならないための施策について、各種媒体を利用した周知・広報を強化し、援助が必要な家庭に対して漏れることなく進めること。

また、地方自治体で実施している、給付型または無利息貸付型の奨学金について、対象者の拡大をはかり、利用者の実態にあった制度となるよう進めること。

(回 答) 福祉子どもみらい局・教育局

高校生等への就学支援のための高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、高等学校奨学金等の各種制度について、県のたよりやホームページのほか、高等学校進学前の中学生に対して「神奈川県公立高等学校入学者選抜募集案内」や「志願のてびき」、全公立展等で配付するガイドブック等に掲載して周知を図っております。また、進学した高等学校では、就学支援金及び奨学給付金の未申請者に対して、個別に通知するなどの対応をしております。今後も引き続き、様々な広報媒体を活用して周知に努めてまいります。

高校生等に対する就学支援事業については、給付型の支援として、授業料以外の教育費の負担の軽減を図ることを目的として、生活保護のうち生業扶助を受給している世帯又は都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対して、申請により返還を必要としない高校生等奨学給付金を支給しています。

今後も引き続き単価増や支給対象世帯の拡大等の制度拡充について国へ要望してまいります。

無利息貸付型の支援については、平成 28 年度貸付分から高等学校奨学金制度の改正を行い、貸付対象者を「育英のため」の奨学金から「就学支援のための」奨学金に転換すべく、成績要件を廃止して対象者の拡大を図り、必要な額のみを借入れできるように貸付月額を細分化して利用者の実態に合った制度としています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や福祉、住宅、就労など、引き続き、全庁推進体制のもとで総合的に子どもの貧困対策を推進してまいります。

21 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(1) 障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、県民一人ひとりが障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる社会をめざした「共生社会条例（仮称）」制定に向けた取り組みを推進すること。

(回 答) 福祉子どもみらい局

「ともに生きる社会かながわ憲章」は、平成 28 年 7 月の津久井やまゆり園事件が、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられたことから、このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会が共同して策定したものであり、障がい者へのいかなる偏見や差別を排除するとともに、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するといった内容となっております。

県では現在、多くの人にこの憲章の理念を広めていく活動をしているため、条例の制定は考えておりません。

21. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(2) ヘイトスピーチ解消法が施行されたことに伴い、人権を侵害する不当な差別的言動の根絶に向けた条例制定と、ヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

(回 答) 福祉子どもみらい局

ヘイトスピーチ解消法制定後、県では県内プロスポーツチームと連携し、「ヘイトスピーチ、許さない!」というメッセージを盛り込んだ啓発物品を作成して試合会場などで配布してきました。今後もこうした啓発活動に取り組むとともに、今後の状況によっては、日本国憲法が保障する「表現の自由」などに配慮しつつ、さらに実効性のある法律への見直しを検討することを、国に提案してまいります。

また、平成 30 年 8 月開催の「かながわ人権政策推進懇話会」の場で、幅広く御意見をいただきましたので、具体的な取組に活かせるものは、速やかに順次実行に移していきます。

21. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(3) 県内で暮らす外国にルーツを持つ県民とその家族が、適切な医療・教育を受けることができ、多言語による生活に必要な情報や支援が提供されるなど、安心して生活しやすい多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進すること。

(回 答) 国際文化観光局・教育局

本県には、173 の国・地域、約 19 万 8 千人もの外国籍県民が暮らしています。そのため本県では、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、地域社会において共に生きていくという多文化共生の推進を全国に先駆けて行ってきました。

具体的には、外国籍県民が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO 等と協働し

て通訳スタッフを派遣する「医療通訳派遣システム」や、住まいに関する支援を行う「外国人居住支援システム」、相談事業などを行っています。

さらに、多言語情報紙の発行や、外国籍県民や来県外国人に多言語による生活に関連する情報提供・通訳支援を行う「多言語支援センターかながわ」の運営などを行っています。

また、県教育委員会では、県立高校に対し、日本語を母語としない生徒支援者派遣事業、多文化教育コーディネーター派遣事業、かながわハイスクール人材バンクを活用した学習支援員派遣事業、県立高等学校等通訳支援事業により、日本語学習や通訳派遣事業等の必要な支援を実施しております。

あわせて、高校進学相談会（日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンス）や、10言語に翻訳された「公立高校入学のためのガイドブック」の作成を中心とする進路サポート事業を行っています。

県内の公立小・中学校では、外国につながるの児童・生徒に対し、国際教室等において個別の日本語指導や学習支援を行っており、国際教室等担当教員や市町村教育委員会の担当指導主事等の連絡会議を開催して研修を深めるなど、さらなる支援教育の充実に努めております。また、NPO等とも連携し、支援・指導の手引きの改訂や日本の学校を紹介するガイドブックの作成等に着手しております。

今後も、多文化共生社会の実現に向けて、効果的な取組を推進してまいります。

21. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(4) LGBTやSOGIに関して、言葉としての認知度は高まっているものの、正しい理解は進んでいない状況である。地域社会や職場・教育現場において、性の多様性を尊重した支援が重要であり、「ありのままの自分で生きていける社会」の構築に向けて各自治体は関係組織と連携した取り組みを推進すること。

(回 答) 福祉子どもみらい局・教育局

性的マイノリティ（LGBT等）の方々に係る人権課題については、平成29年度に県庁本庁舎を性的マイノリティの尊厳と社会活動を象徴するレインボーフラッグに模してライトアップしたほか、啓発冊子での紹介や啓発物品の配布により、理解促進に努めています。また、平成30年度は、当事者団体と連携して、新たに直接支援としての派遣相談事業や若年者向けの交流会事業のほか、中小企業向けの研修事業を実施しており、さらに児童福祉施設職員向けに理解促進のための研修事業を行う予定としております。

教員に対する取組としては、人権教育指導者養成研修講座や、県立学校人権教育研修講座など各種研修講座で性的マイノリティを取り上げるとともに、当事者の方を講師に迎えるなどして、理解促進の取組を進めています。

また、性的マイノリティの方々への具体的な配慮などを盛り込んだリーフレットを作成し、人権教育校内研修会で活用し、意識啓発に努めています。

生徒に対しては、「人権学習ワークシート集」を作成・活用し、生徒自らが学び、正しい理解ができるよう取り組んでいます。

さらに、校内人権相談窓口を設置し、生徒からの相談に対応するとともに、NPOが運営する相談窓口もポスターに掲載して周知を図る等、生徒が相談しやすい環境づくりにも努めています。

22 日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに自治体や住民の意思を尊重して対応すること。

また、県内基地の使用目的が変化している状況から、近隣住民の安全対策や騒音対策と、安心して生活を送るために、必要とされる情報が速やかに提供されるよう国に要請すること。

(回 答) 政策局

県は、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」を通じて、日米地位協定の見直し、航空機騒音対策や離着陸訓練等の禁止について国に要望しています。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

県では、これまでも移駐後の厚木基地の運用や騒音状況等について情報提供を行うよう、関係市とともに国に要望しており、今後とも働きかけてまいります。

なお、米軍関連施設については、米軍の管理地域になることから、国を通して必要な情報の提供を求めていきます。

【行財政政策】

23 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法など、高齢者等の被害の実態把握と拡大防止をはかるとともに、相談体制の強化、消費者教育の推進をはかること。

特に、悪質な訪問販売を撲滅するため、販売関係事業団体と連携した適正な販売に向けた自主規制の実施と、不当勧誘業者に対する企業名の公表や指導の徹底をはかること。

(回 答) 暮らし安全防災局

県では、高齢者が大半を占める特殊詐欺の被害を防止するため、安全・安心まちづくりの推進母体である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」において、平成28年度から3年連続で「振り込め詐欺防止」を年度テーマとし、県民総ぐるみによる振り込め詐欺を始めとする犯罪の防止のための取組を推進しています。

また、県警察と連携し、県内各地域でキャンペーンを実施しているほか、県内で活動す

る事業者との間で、特殊詐欺等の未然防止活動等を目的とした地域安全協定を締結しました。

今後も、県警察、県内市町村及び関係機関・団体と連携し、県民総ぐるみで特殊詐欺の被害防止に取り組んでまいります。

県では、高齢者・障害者等に配慮した相談対応を図るため、福祉機関等と連携し、県及び市町村の消費生活相談員等を対象とした研修を実施するほか、高齢者等の被害の拡大防止を図るため、「契約のきりふだ」などのリーフレットや映像教材の作成、配付等を行っております。

特に、悪質な訪問販売への対応については、「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言（平成 30 年 3 月に本県と 8 つの事業者団体で実施）」を契機に、各宣言団体間での意見交換の場を設け、自主行動基準の作成等を行う団体の取組を他団体に波及させるなど、県及び団体間での連携した取組を進めております。

また、消費者の利益が害されるおそれがあると認められる場合等には、必要に応じて「特定商取引に関する法律」に基づく業務停止命令等の処分や「神奈川県消費生活条例」に基づく勧告を行い、併せて、事業者の名称等を公表しております。

こうした取組により、高齢者等の消費者被害について、引き続き未然防止等を図ってまいります。

24 有権者の投票機会の更なる確保のため、共通投票所の設置ならびに期日前投票時間の弾力的な設定を進めること。

あわせて、駅前商業施設等を利用した投票しやすい投票所の拡大について、各選挙管理委員会や市町村へのきめ細かな対応・支援を行うこと。

(回 答) 政策局

共通投票所の設置、期日前投票所の投票時間の設定については、市区町村選挙管理委員会が行うこととされておりますが、県として、市区町村選挙管理委員会に対して、有権者のさらなる利便性の向上という観点で、十分に検討するよう働きかけております。

(最近では、第 48 回衆議院議員総選挙の管理執行に係る通知（平成 29 年 10 月 5 日付神奈川県選挙管理委員会委員長通知）を各市区町村選挙管理委員会委員長に対して施行しました。)

また、現在、県内市区町村の選挙管理委員会が作成した投票事務マニュアルを取りまとめて、事例集として県内のすべての市区町村に提供し、ノウハウの共有を図る取組を行っているところですが、その中で、駅前商業施設等を利用した投票しやすい投票所の設置に関して、既に期日前投票所を設置した実績のある市区町村における投票事務に係る工夫や経験についても情報共有できるよう内容を工夫してまいります。

今後も様々な手法を活用し、市区町村選挙管理委員会と連携しながら、有権者の投票

機会のさらなる確保を図ってまいります。

25 自治体が雇用する臨時・非常均等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めること。

(回 答) 総務局

労働契約法、パート労働法は地方公務員には適用されませんが、非常勤職員等の処遇については、会計年度任用職員制度導入に向けた他の地方公共団体の動向にも留意しながら、引き続き適切な制度の運用に努めてまいります。

26 公契約の下で働く労働者の保護、質の高い公共サービスの提供、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保と住民福祉の増進に寄与することを目的とする公契約条例を制定すること。

また、条例制定の必要性検証を進めるため、他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進めること。

(回 答) 会計局・産業労働局・県土整備局

平成 26 年 3 月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」や「賃金実態調査」の継続が指摘されました。

そこで、県では、「公契約条例の制定も視野に」、この 4 つの課題に取り組んできました。

その中で、平成 25 年度から実施している「賃金実態調査」では、最低賃金未満の例はなく、毎年、平均賃金が上昇していることを確認しています。

併せて、既に公契約条例を施行している他県のうち、一定期間経過している県に対し、条例への評価についての調査もしています。

このように、これまで、条例の制定も視野に入れて、県として様々な取組や調査を積み重ねてきましたが、今後も、引き続き、提起された課題への取組を進めながら、県として公契約に関してどのように進めていくのがよいのか、検討してまいります。

27 消費者基本法で認められている権利を超えて、消費者からの要求内容が社会通念に照らして著しく不相当な、いわゆる「悪質クレーム」の発生を防ぐため、倫理的な消費者行動を促す消費者教育の推進、悪質クレーム事例情報の共有化と情報発信、啓発活動を推進すること。

(回 答) 暮らし安全防災局

県では、消費者基本法、消費者教育推進法及び県消費生活条例に基づき、消費者被害を防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援するための消費者教育を進めています。

消費者からの「悪質クレーム」の発生防止に向けた取組については、こうした消費者教育とは異なるものと考えますが、平成30年3月に国でまとめた「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」によると、顧客や取引先からの著しい迷惑行為については、「個別の労使のみならず業種や職種別の団体や労働組合、関係省庁（厚生労働省、経済産業省、国土交通省、消費者庁等）が連携して周知啓発などを行っていくことが重要」とされており、消費者教育の観点から、今後の動向を注視してまいります。